

会議記録（１）

会議名称	第２回北本市自治基本条例制定研究懇話会			
開会及び閉会日時	平成２０年４月２６日（土） 午後１時３０分～午後４時１０分			
開催場所	文化センター第４会議室			
議長氏名	会長 内田政之助			
出席委員(者)氏名	浅野 昭八	有働 秀鷹	内田政之助	河井 宏暢
	勝 豊	加藤 信利	古賀 利雄	関山 邦孝
	高荷 正春	堀越 一三	三橋 博	宮原 鈴代
	岩崎 雄一	佐藤 健市	田中 正昭	福島 洋輔
欠席委員(者)氏名	秋葉三枝子 田中 昭仁 加藤 一男 山本 浩之			
説明者の職氏名	協働推進課 課長 横田 順一			
		主幹 長嶋 太一		
事務局職員職氏名	協働推進課 課長 横田 順一			
		主幹 長嶋 太一	主査 鈴木 直美	
会議次第	1 開会 2 議題 (1) 今後のスケジュールについて ・グループ会議について (2) 条文の検討 ・基本理念 ・目的 ・条例の位置付け ・基本原則 3 その他 4 閉会			
配布資料	・次第 ・自治基本条例制定スケジュール（案） ・プロジェクト・チーム修正案（「条文作成の背景」解説つき第２回懇話会検討資料６） ・懇話会素案作成シート１～２６			

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
事務局	<p>1 開会</p> <p>第２回北本市自治基本条例制定研究懇話会を開会いたします。</p> <p>次第にもとづきまして進行させていただきます。</p>
議長	<p>2 あいさつ</p> <p>・内田会長あいさつ</p>
事務局	<p>3 議題</p> <p>(1) 今後のスケジュールについて</p>
議長	<p>議題の(1)今後のスケジュールについて、事務局案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>——資料１を示して説明</p> <p>ア 前文に記載する基本理念、目的、基本原則については、シートを活用し、本日の会議で懇話会素案としてまとめる</p> <p>イ ５月１６日（金）までに各班の意見をまとめてシートを提出する</p> <p>ウ グループ名については、全体を研究することから担当した部門名ではなくＡ、Ｂ、Ｃグループとした</p>
議長	<p>それでは、事務局の提案について皆様からご意見をいただきます。いかがでしょうか。</p>
勝委員	<p>事務局の提案は、３つのグループに分かれてグループごとに全ての項目を検討するということですか。</p>
事務局	<p>今回は、懇話会全体の意見をまとめる作業であるため、全項目をそれぞれのグループで検討していただきたいと考えています。</p>
議長	<p>ほかに意見やご質問はございますか。</p> <p>特に反対する意見がないようですのでこの案のとおり、今後進めてまいりたいと思います。</p>
全委員	<p>——承認——</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	<p>(2) 条文の検討</p> <p>それでは、前回の会議でも一部議論しました、条例の目的、基本原則、それから前文に記載する基本理念について、今日の全体会で確定し、今後グループ討議で他の各項目を検討していきたいと思います。</p> <p>今回は、事務局にシートを用意していただきましたので、この4枚のシートをもとに討議を進めます。</p> <p>進め方としましては、懇話会構成案に対するプロジェクト・チーム修正案を参考に修正点を検討し、「懇話会素案」として確定します。</p> <p>本日は、漠然とした意見ではなく、「この部分はこのように変更したい」というような発言に基づいた意見交換をして会議を進めていきたいと考えています。ご協力をお願いします。</p> <p>まず、前回修正の意見が出た「懇話会素案作成シート2」から始めます。</p> <p>前回の意見を踏まえた修正案を事務局で作成いただきましたがいかがでしょうか。</p>
勝委員	<p>「住民自治を実現し、誰もが安心して生活できるまち」という表現になっていますが、「住民自治を実現する」で、結ぶ形がいいように思います。</p>
河井委員	<p>私も今回の条例作成は、住民自治の実現が大きな目的だと考えています。</p>
三橋委員	<p>勝委員が提案する順序の記載の方が分かりやすいのではないのでしょうか。</p>
浅野委員	<p>表現は、100人いれば100通りあると思います。記載する内容をこの場で確定できれば文章の整理は事務局にお任せしてはいかがでしょうか。</p>
勝委員	<p>住民自治を実現することにより、良いまちをつくるという表現にしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、今日の会議での委員の皆さんの意見を反映するように文章表現を改め、次回の全体会で再提示させていただきます。</p>

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
議長	そのような進め方でよろしいですか。
全委員	——承認——
河井委員	条文の形態を「です・ます」調にするかどうか決めておかないといけないと思います。
福島委員	一般的に例規としては、「である」調が原則です。
河井委員	事務局ではどのようにまとめていく予定でしたか。
事務局	基本的にこの会議で話し合っただけで決定すべきものと考えますが、前文は「です・ます」調、各条文については、例規として一般的な「である」調がいいのではないかと考えていました。
三橋委員	私も前文は「です・ます」調、条文は内容をわかりやすく簡潔に記すのがいいと思います。
議長	そのような形でよろしいでしょうか。
全委員	——了承——
議長	それでは、次は「条例の位置付け」の項目について検討、決定したいと思います。
三橋委員	条例には上下関係はないということですが、最高法規として位置付け可能でしょうか。
福島委員	議会で議決すれば市の中で最大限に配慮する条例ということになると思います。
勝委員	久喜市では、「市政運営の最高規範」という表現がとられています。「市政運営の最高規範」あるいは「自治体運営の基本ルール」などの表現が必要ではないでしょうか。
高荷委員	議会が作る条例もありますが、市政運営の最高規範としてしまつて問題はありますか。

会議記録（２）

発言者	発言内容・決定事項
三橋委員	市民に説明して、議会で議決するのであれば、問題ないのではないのでしょうか。
福島委員	条例の中でも法律の影響を受けるものにはこの条例は及ばないものと考えます。とすると「市政運営の」という表記は入れた方がいいのかもしれませんが。
有働委員	いずれにしても国の法律が優先されるのですから、市が定めるという意味から「市政運営の最高法規」という表現でいいのではないのでしょうか。
議長	そのようなかたちの整理でよろしいですか。
全委員	———承認———
議長	次は、シート４の基本原則について検討します。 いかがでしょうか。
関山委員	参加の原則については、市の市民への参加保障だけの記載になっているため、市民が積極的に市政に参加するという表現を加えたいと思います。 市民は主体的に市政に参加し、市は参加を保障するとしてはいかがでしょうか。
古賀委員	そうした場合、全ての機会に市民が参画することは難しいという説明と反する点については、いかがいたしますか。
佐藤委員	市民が市政のあらゆる過程に参加できる形にしておいて、現実には、市民が市政に参加する場面と行政に全て任せる場面との適正な役割分担がなされればいいのではないのでしょうか。
河井委員	この項目は、基本原則なので、ここで基本的なことを書いて具体的なことは別の項目に記載するということも考えなければなりません。
勝委員	この原則の項目では、市民は何を、市は何をするのかを記載し、各条文に入っていくのが自然な形になるのではないのでしょうか。

会議記録（3）

発言者	発言内容・決定事項
堀越委員	2番目の条文だけ主語が市になっています。市民を頭に持ってきて、「市民は市政に積極的に参画し、市は市民の市政への参画を保障する」としてはいかがでしょうか。
三橋委員	参加の原則とありますので「参画」ではなく「参加」としてはいかがでしょうか。
関山委員	「市民が参加する機会」という表現でいいと思います。
議長	「参加」と「参画」の意味の違いについては、事務局から説明いただけますか。
事務局	<p>「参画」は、企画立案の段階から主体的に参加していくことを表すのに対し、「参加」は決まったことに形式的に加わるという意味をもつと言われています。</p> <p>他の自治体の自治基本条例では、言葉の意味としてはほとんど区別なく使われているということです。</p> <p>定義の項目を設けていますので、そこで参画という言葉を定義するのであれば、この項目も「参加」ではなく、「参画」として表現する必要があるかと思います。</p>
議長	<p>それでは、この項目では、市民の積極的な市政への参加姿勢と市の市民参加の保障を定義するものとしたと思いますが、時間になりましたので記載方法については、今後のグループ会議の中でも話し合っていたいただきたいと思います。</p> <p>3 その他 ・グループ会議の開催方法について説明</p> <p>4 閉会 ・有働副会長</p>
<p>議事の概要を記載し、その相違なきを証するためここに署名する。</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">北本市自治基本条例制定研究懇話会 会長</p>	